

次期教育振興ビジョン（仮称）中間案〔概要〕

第1章 基本的事項

1 策定の趣旨

現行の教育振興ビジョンの計画期間が2010年度（平成22年度）で終了することから、今後の本県教育の目指すべき姿とその実現に向けた施策の方向性を示す新しい指針として、次期教育振興ビジョン（仮称）を策定します。

2 位置づけ

教育基本法第17条第2項に基づいて策定する、三重県の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」

3 計画期間

10年先を見据えた5年間（2011年度から2015年度）

4 対象範囲

- ①三重県内の公立学校教育、社会教育、スポーツに関すること
- ②上記①と密接な関係を有し、三重県教育委員会が、多様な主体との協働・連携のもとに、推進を働きかけることのできる分野（例：家庭・地域の教育力向上）

※次の事項は、原則対象範囲とはしません（連携にかかる部分のみ対象に含みます）。

- ・大学（短期大学を含む）以上の高等教育
- ・私学の振興
- ・生涯学習の振興に関する基本的な方針、計画

5 ビジョンとしての性格

- ・中長期的視点から本県教育の目指すべき姿と施策の方向性を示す基本指針
- ・本県総合計画「県民しあわせプラン」と一体となった施策展開を図るもの
- ・本県の学校・家庭・地域が一体となり、社会全体で教育に取り組むための拠り所

6 全体構成

第1章 基本的事項	策定趣旨、位置づけ、計画期間、対象範囲等、基本的な事項を記載
第2章 総論	「基本理念」および「子どもたちに育みたい力」と、その実現に向けた7つの「基本方針」、6つの「基本施策」を明示
第3章 各論	6つの「基本施策」のもとに32の「施策」を掲げ、各施策において、10年先を見据えた「基本的な考え方」および、5年間における「今後の基本的な取組方向」、「主な取組内容」等を明示
第4章 ビジョンの実現に向けて	学校・家庭・地域の役割分担や進行管理について記載

ビジョン体系（イメージ図）

《基本理念》

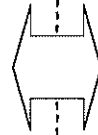
私たちは子どもたちを信じ
学校・家庭・地域が一体となって
子どもたちの大いなる可能性を引き出し
その輝く未来づくりに向けて取り組みます
～子どもたちの輝く未来づくりに向けた総力の結集～

『子どもたちに育みたい力』

(A) 自立する力（輝く未来を拓く力）

(B) 共に生きる力（共に生きる未来を創る力）

◎学ぶ力 ◎自主性
◎意欲・夢を描く力
◎自信・自尊心・自己肯定感
◎健康・体力
◎勤労観・職業観 など



◎人権を尊重する意欲・態度
◎自他の命を尊重する心
◎社会性・コミュニケーション力
◎規範意識 ◎公共性・社会参画意識
◎感謝と思いやりの心 ◎感動する心
◎三重を愛する心 など

〈基本
施
策〉

1 学力と社会への参画力の育成

2 豊かな心の育成

3 健やかな体の育成

4 信頼される学校づくり

5 多様な主体で教育に取り組む社会づくり

6 社会教育・スポーツの振興

《基本方針》

- (1) 一人ひとりの違いを認め合う態度を育み、個性を伸ばします
- (2) 子どもたちの視点に立った、一貫した教育を行います
- (3) 子どもたちにとって魅力のある学校を創ります
- (4) 地域に根ざした学校づくりを行います
- (5) 教職員のやりがいを高めます
- (6) 郷土の教育資源を活かします
- (7) 社会の変化に柔軟に対応します

第2章 総論

1 教育を取り巻く社会状況

- (1) 少子化・高齢化・核家族化の進行
- (2) 国際化・グローバル化の進展
- (3) 環境・資源問題の深刻化
- (4) 高度情報化社会の進展
- (5) 経済社会構造の変化
- (6) 社会意識の変化

2 基本理念

(1) 中心に据える考え方

10年先を見据え、激動の時代だからこそ大切にされなければならない教育の「不易」の部分、時間軸を貫いて守り通さなければならない真髄を、「子どもたちの大いなる可能性を引き出し、育んでいくこと」ととらえ、基本理念の中心に据えます。

(2) 2つの決意

教育にたずさわる者すべてが実践すべき「子どもたちを信頼する」、「子どもたちの目線に立つ」という基本姿勢と、教育を取り巻く社会状況が大きく変容する中で、社会全体で今こそ目指さなければならない「県民総参加で教育に向き合う」という大方針を、三重の教育が特に重視すべき考え方ととらえ、「2つの決意」として、基本理念に盛り込みます。

私たちは子どもたちを信じ
学校・家庭・地域が一体となって
子どもたちの大いなる可能性を引き出し
その輝く未来づくりに向けて取り組みます
～子どもたちの輝く未来づくりに向けた総力の結集～

「2つの決意」
「不易」の部分

※ 基本理念の主語である「私たち」とは、学校、家庭、地域をすべて含んだ社会全体を指し示す言葉です。

全体を構成する4行のうち、冒頭の2行が「2つの決意」を、後段の2行が教育の「不易」の部分、それぞれ表現しています。

教育の「不易」の部分について

- 子どもは、生まれながらにしてかけがえのない存在であり、一人ひとりが「育つ力」、そして豊かな成長に向けた「大いなる可能性」を持っています。
すべての子どもたちのこうした可能性を引き出し、未来に向けた視点を持って育むこと、成長の「さまたげ」や「つまずき」になるものを取り除き、自立し、社会参画できるよう支えていくこと、——これらを教育の基本ととらえます。

「2つの決意」について

◇「子どもたちを信じ」の部分

「子どもたちを信頼する」、「子どもたちの目線に立つ」という、教育にたずさわる者の決意

- 子どもたちの可能性を引き出し育むために、子どもたちを保護されるべき存在としてではなく、主体的に行動できる存在としてとらえます。
こうした視点に立ち、三重の教育は、「一方的に教え込む」といった大人目線の指導ではなく、「働きかけ育む」、「考えるプロセスを重視する」、「なぜルールが必要かを考えさせる」といった、子どもたちの力を信じ、「待つ」姿勢を兼ね備えた指導を行うことを根幹として位置づけ、大切にしていきます。
- 折しも、三重県では、子どもたちが本来持つ「育つ力」を育み伸ばすという考え方を基調とする「三重県子ども条例（仮称）」の制定に向けた作業が進められており、教育の側面から、条例が目指す「子どもの育ちを支える地域社会づくり」の推進に向けて寄与していくことが重要と考えられます。

◇「学校・家庭・地域が一体となって」の部分

「多様な主体が連携・協力し、県民総参加で教育に向き合う」という地域社会の決意

- 核家族化、少子化、共働きの増加など社会の大きな変化の中で、家庭や地域が従来の教育力を維持できなくなりつつあります。一方、心の豊かさが求められる時代にあって、人々は家庭や地域へと目を向け始めており、健康な高齢者の増加や企業等の社会貢献活動の広がりなど、新しい動きも見られます。
今こそ、社会全体での教育の重要性を再認識し、県民総参加で教育に向き合うことが必要と考えられます。

3 子どもたちに育みたい力

(1) 自立する力（輝く未来を拓く力）

直面するさまざまな課題に対し、自らの判断で主体的に対応していける力

（例）学ぶ力、自主性、意欲・夢を描く力、自信・自尊心・自己肯定感、健康・体力、勤労観・職業観 など

(2) 共に生きる力（共に生きる未来を創る力）

他者との関わりの中で、共に支え合い、新しい社会を創造していける力

（例）人権を尊重する意欲・態度、自他の命を尊重する心、社会性・コミュニケーション力、規範意識、公共性・社会参画意識、感謝と思いやりの心、感動する心、三重を愛する心 など

4 基本方針（注：基本理念の実現に向けた、全体を貫く基本的な取組姿勢）

(1) 一人ひとりの違いを認め合う態度を育み、個性を伸ばします

(2) 子どもたちの視点に立った、一貫した教育を行います

(3) 子どもたちにとって魅力のある学校を創ります

(4) 地域に根ざした学校づくりを行います

(5) 教職員のやりがいを高めます

(6) 郷土の教育資源を活かします

(7) 社会の変化に柔軟に対応します

5 基本施策

(1) 学力と社会への参画力の育成

学校教育のうち「学力」「社会への参画力」の育成に比重を置く教育活動

(2) 豊かな心の育成

学校教育のうち「豊かな心」の育成に比重を置く教育活動

(3) 健やかな体の育成

学校教育のうち「健やかな体」の育成に比重を置く教育活動

(4) 信頼される学校づくり

学校、教職員、教育環境など学校教育の基盤

(5) 多様な主体で教育に取り組む社会づくり

家庭・地域の教育力向上

(6) 社会教育・スポーツの振興

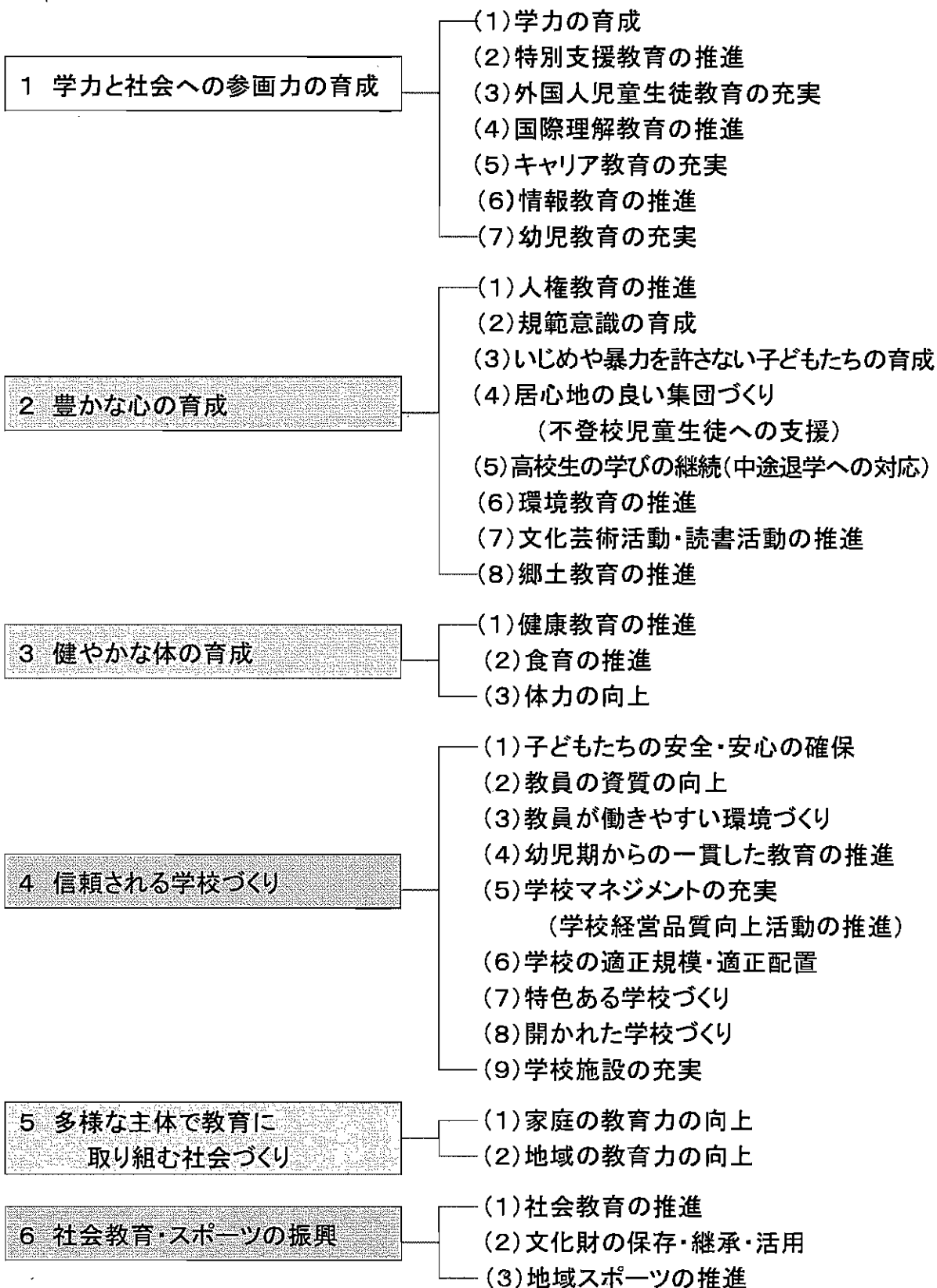
社会教育、文化財保護、地域スポーツの振興

第3章 各論

次期教育振興ビジョン（仮称）施策体系

<基本施策>

<施策>



※各施策の項目構成

各施策は、次の内容で構成しています。

～10年先を見据えたビジョンにあたる部分～

【基本的な考え方】

各施策の背景や意義とともに、目指す方向性やあるべき姿など、10年先を見据えたビジョン（特に明記している場合を除き、「三重の教育」を主語に想定）

～今後5年間の推進計画にあたる部分～

【現状と課題】

子どもたちの現状、子どもたちを取り巻く社会状況、教育行政の現状等に関する問題点・課題など、各施策にかかる現状と課題

【今後の基本的な取組方向】

「基本的な考え方」を踏まえた、今後5年間における基本的な取組の方向（県あるいは県立学校を主語に想定。県がリーダーシップを発揮し、公教育全体で取り組む場合は、市町も主語に含む。）

【主な取組内容】

「今後の基本的な取組方向」を踏まえ、今後5年間に実施する具体的な取組の内容（県あるいは県立学校を主語に想定。県がリーダーシップを発揮し、公教育全体で取り組む場合は、市町も主語に含む。）

【数値目標】

各施策に掲げる目指す方向性やあるべき姿の実現に向けた、取組の進捗状況を把握するため、施策ごとに代表的な目標指標を1～2項目設定するとともに、現状値および2015年度（平成27年度）の目標数値を明示

【多様な主体への期待】

社会全体で教育に取り組むための、「施策」に関係の深い主体（家庭・地域等）へのメッセージ

※各施策の主な記載内容

1 学力と社会への参画力の育成

(1) 学力の育成

(三重県の学力育成にかかる基本姿勢)

- 激動の時代を生き抜く力を育むため、「何を学んだのか」だけでなく、「それをどう生かすのか」を重視し、課題を解決する力、他者とともに学び高め合う力の育成に意を用いることを、三重県の学力育成にかかる基本姿勢（一貫した「三重の学び」）とします。

(「基礎的・基本的な知識・技能」の習得)

- その前提となる「基礎的・基本的な知識・技能」の確実な習得に向けては、全国学力・学習状況調査*1等を活用して、子どもたちの課題を把握し、習熟度に応じた指導の充実、優れた学習指導の共有化、少人数教育の推進、家庭と連携した学習習慣の確立等を進めます。

(「思考力・判断力・表現力等」の育成)

- 知識・技能を活かす力である「思考力・判断力・表現力等」の育成に向けては、問題解決的な学習や探求的な学習を重視することにより、解答よりもそれに至るプロセスを学ぶ活動を展開します。

(「主体的に学習に取り組む態度」の育成)

- 「主体的に学習に取り組む態度」の育成に向けては、「何のために学ぶのか」について、子どもたちの目線に立ち、「人生をより豊かにするために学ぶ」ということを伝えつつ、「他者も含め社会全体で幸せになるために学ぶ」という気づきにつなげていくとともに、「学ぶ喜び」を実感できる学習活動を充実させます。

(2) 特別支援教育の推進

(共生社会の実現を目指した特別支援教育の推進)

- ノーマライゼーション*2の理念に基づく共生社会の実現を目指した特別支援教育を推進します。10年先を見据え、より地域に近いところで、障がいのある子どもたちへの対応を進め、幼稚園、小学校、中学校および高等学校における特別支援教育の充実と途切れのない支援の実現を図ります。

(特別支援学校の意義)

- 一方、特別支援学校*3での教育を必要とする子どもたちも増えており、今後のニーズに応えるためにも、特別支援学校の果たすべき役割を認め、対応が求められている地域について、整備計画に基づき、特別支援学校の設置を進めます。

(就学前から就労にいたるまでの一貫した教育の推進)

- 一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、その可能性を最大限に伸ばすことを目指して、就学前から一貫した教育を進めるとともに、卒業後の自立と社会参加の実現に向け、進路指導、就労支援のさらなる充実を図ります。

(特別支援教育にかかる教員の資質向上)

- 「特別支援教育は学校全体で取り組む」という観点に立ち、全教員が特別支援教育の理念を活かし、子どもたちの特性に合わせた適正な指導および支援を重ねられるよう、特別支援教育にかかる教員の資質向上を図ります。

(3) 外国人児童生徒教育の充実

(外国人児童生徒教育にかかる基本方針)

- すべての外国人児童生徒に日本の子どもたちと同等の教育を受ける権利を保障するとともに、一人ひとりがかげがえのない社会の構成員であるとの基本認識に立ち、その将来的な自己実現に向けた積極的な教育活動を多様な主体と連携して進め、多文化共生社会*4の実現を目指していきます。

(多文化共生の教育の推進)

- 外国人児童生徒と共に学ぶことは、異なる文化等を持つ人々と協調して生きる態度を学ぶ貴重な機会となることから、日常の問題解決のための話し合いや人権学習等を通じ、多文化共生社会を実現するための実践力を育みます。

(企業等との連携)

- 外国人労働者を雇用する企業にも一定の協力を要請し、適切な連携の方向を検討します。外国人労働者問題を地域社会全体の課題としてとらえ、県行政全体を巻き込んだ「地域の国際戦略」を示し、企業や関係機関等とともに、地域全体で問題解決に取り組んでいく方向も視野に入れていきます。

(日本語指導の効果的な推進と学びやすい環境づくり)

- 外国人児童生徒が学習言語としての日本語能力を効果的に習得できるよう指導の充実を図るとともに、生活適応指導、保護者支援、多文化共生の学習活動、生活困窮家庭の支援などの取組を総合的に進めます。

(社会参画力を育む教育の推進)

- 外国人生徒の将来の自己実現を見据え、高等学校への進学を全日制も含め一層促進するとともに、拠点となる学校では、生活に有益な知識の習得を通して日本語学習を進めるといった、社会参画力の育成を重視した教育活動を展開します。

(4) 国際理解教育の推進

(国際理解教育の中で育みたい資質)

- 「身近な国際理解」と「世界に視野を広げた国際理解」の2つの観点から国際理解教育を推進し、文化・習慣・価値観の違いを受け入れることのできる「寛容さ」、国際社会の発展に積極的に携わろうとする態度などを育みます。

(英語によるコミュニケーション能力の育成)

- 国際社会で活躍できる人材の育成に向け、発達段階に応じ、英語による「聞く」「話す」「読む」「書く」のコミュニケーション能力の向上を図ります。

(英語以外の外国語を学べる環境の整備)

- 子どもたちや地域の実態に応じ、ポルトガル語、中国語など、英語以外のさまざまな外国語を学べる環境の整備について検討します。

(国際理解教育の推進に向けた教育人材の確保)

- 国際理解教育の推進に向け、異文化や英語に慣れ親しむ環境を整えていく必要があることから、英語が話せる、あるいは外国文化の中で過ごした経験のある教育人材を、あらゆる任用制度を活用して増やしていく方向を目指します。

(5) キャリア教育の充実

(三重県のキャリア教育にかかる基本姿勢)

- すべての教員が、「働くことの尊さ」、「職業には貴賤がないこと」、「働くことには厳しさや責任が伴うこと」、「働くことは社会づくりに貢献する意義があること」等を確実に伝えるとともに、子どもたちの生涯を見据えた指導を行い、望ましい勤労観・職業観を育むことを、本県のキャリア教育*⁵の基本とします。
そして、教育活動全体を通じ、職業人としての基本的な資質・能力の育成、さらには起業家精神など「志」の涵養を図ります。

(組織的・系統的なキャリア教育の推進)

- 社会的・職業的自立に必要な能力等の育成に向けて、組織的・系統的なキャリア教育を推進します。特に、中学校段階に「多様な職業の存在を知り、その職業に就くための方法について考える学習機会」を拡充するなど、子どもたちの職業に対する意識が希薄化していることへの的確な対応を図ります。

(職業を体感できる機会の充実)

- また、地域・企業・関係機関との連携のもと、小学校での職場見学、中学校での職場体験、高等学校でのインターンシップ*⁶等の体験活動や、職業人による職業講話など、子どもたちが職業を体感できる機会を積極的に創出します。

(自立した社会人として必要な知識・能力等にかかる教育内容の導入)

- 社会や政治に対して無関心な若者が増えていることに鑑み、「社会や経済の仕組みを理解し、社会に積極的に関わろうとする態度」等の育成を目指した、自立した社会人としての必要な知識や能力に関する教育内容をキャリア教育に導入することについて、研究を進めます。

(6) 情報教育の推進

(情報活用能力の育成)

- 発達段階に応じ、「情報活用の実践力」、「情報の科学的な理解」、「情報社会に参画する態度」の3つの要素を総合的に育む情報教育を推進し、子どもたちが主体的に情報を活用できる能力の育成を図ります。

(情報モラル教育の推進)

- インターネット上でのいじめや違法・有害情報などが子どもたちに大きな影響を与えていることを踏まえ、情報モラル教育の推進を図ります。携帯電話やインターネットの利用については、学校と家庭・地域が連携し、安全で適切な利用方法の指導を徹底します。

(教育の情報化の推進)

- すべての教員がICT*⁷活用指導力を身につけることを目指すとともに、学校のICT環境のさらなる充実を図り、ICTを活用した学習活動を進めます。また、情報社会の進展に対応した総合的な情報教育の推進を図るため、教育の情報化にかかる組織体制の整備について検討していきます。

(7) 幼児教育の充実

(幼児教育の役割、および家庭・地域との連携・協力の推進)

- 生涯にわたる人間形成の基礎を培うため、さまざまな体験を通じ、学びへの意欲と関心、自分の気持ちを伝える力、自主性、規範意識、自尊心、慈しみや思いやりの心、運動を楽しむ心などを育みます。家庭との連携を確保するとともに、地域の教育力を積極的に活用し、教育活動の充実を図ります。

(家庭の教育力向上に向けた幼稚園等施設の役割)

- 幼稚園等施設*⁸は、家庭の教育力向上に向けて、積極的な役割を果たすことが期待されており、各施設の創意工夫により「地域に開かれた次世代育成の拠点」となる方向を目指していきます。

(幼稚園と保育所の連携の促進)

- 近年、「長時間保育」や「幼児期にふさわしい教育」にかかる要請が強まり、幼稚園と保育所に同様の機能が求められるようになってきていることから、国で検討が進められている子育て施策一元化の方向性を注視し、必要な検討を行いつつ、幼稚園と保育所の連携を促進します。

2 豊かな心の育成

(1) 人権教育の推進

(人権教育の目的)

- 人権教育は、総合的な教育であり、すべての教育の中で行われるものであるとの基本的認識のもと、「自己的人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる力」を育み、人権文化を構築する主体者づくりを目指します。

「三重県人権教育基本方針」に基づき、各主体と協働しながら、県全体の人権教育の総合的推進を図ります。

(「人権についての理解と認識を深める」ために)

- 自他の人権を尊重したり、人権問題を解決したりする上で必要な知識を身につけることを通じて、自分と重ねて人権問題をとらえ、単なる心がけだけではなく社会を変えていく具体的行動につなぐことを目指します。

(「人権を尊重する意欲や態度を育てる」ために)

- さまざまな学習の観点や手法を取り入れ、人間と生命の価値を自覚し尊重すること、人の痛みや思いに共感すること、問題解決に積極的に貢献しようとする事、お互いを認め協力を大切にすること、他者や他文化の多様性に共感すること等、人権を尊重する意欲や態度を育成します。

(「一人ひとりの自己実現を可能にする」ために)

- 学校や地域において、互いを信頼し受容し合える豊かな人間関係づくりを進め、その中で一人ひとりが自尊感情を高め、自らの進路や生き方に対して主体的に選択・意思決定し、行動できるよう支援します。

(2) 規範意識の育成

(学校・家庭・地域の連携による規範意識の育成)

- 規範意識の育成に向けては、学校・家庭・地域が連携し、あらゆる機会をとらえて子どもたちに働きかけることが重要です。まずは教員がルールを守り、良き見本となるとともに、地域の教育力の活用による世代間・異年齢間交流の創出を図り、また家庭の教育力向上に向けた取組を進めていきます。

(子どもたち自身の学びを導く指導の重視)

- 規範意識は、大人が身につけさせるものではなく、子どもたちが自らの心を耕して身につけていくものであり、早い時期から発達段階に応じて、ルール作りを経験させたり、「なぜこのルールが必要なのか」について考えさせたりしながら、結論を急がず、「待つ」姿勢を重視した指導を行います。

(適切かつ毅然たる指導の必要性)

- 最低限守らなければならないルールを守れない場合には、毅然とした指導を行う必要があります。子どもたちにルールを強制する指導ではなく、あくまでも子どもたちの目線に立ち、その輝く未来づくりのために、適切かつ毅然たる指導を行い、ルールを守ることの重要性をきちんと伝えていきます。

(3) いじめや暴力を許さない子どもたちの育成

(いじめを許さない子どもたちの育成)

- いじめの根本的解消に向け、子どもたちの人権感覚を高め、「いじめを許さない子どもたち」を育むとともに、「いじめを許さない」「見て見ぬふりをしない」ことが当然の価値観とされる社会づくりを目指します。

(教育相談の充実と教員の資質向上)

- 子どもたちの抱える、複雑で多様な悩みや不安を早期に発見し対応するため、教育相談を充実するとともに、教員の指導力、人権感覚の向上を図ります。

(問題解決に向けた組織的な対応)

- 問題発生時には、被害に苦しむ子どもを徹底して守り通すという方針のもと、迅速かつ適切な対策を講じ、学校だけで対応が困難な場合は、関係機関と連携し総力で解決にあたります。困難事例に対応するための支援チームの設置等も検討します。

(「自己指導能力」および「人と関わる力」の育成)

- 子どもたち自身が、自分の学校や学級にある課題の解決に向け、主体的に考え行動できる「自己指導能力」を獲得できるようサポートするとともに、あらゆる機会を通して「人と関わる力」を育みます。

(ネットによるいじめ問題への対応)

- ネットによるいじめ問題に関しては、携帯電話やインターネットの正しい利用方法や危険性についての理解を深めるなど、情報モラル教育に注力するとともに、「学校非公式サイト」*9を監視する取組を今後も継続し、加えて、抑止効果のさらに高い手法の研究を進めていきます。

(4)居心地の良い集団づくり（不登校児童生徒への支援）

（「心の居場所」、「仲間づくりの場」となる学校づくり）

- 「安心できる場所」「信頼しあえる仲間」「自己決定できる環境」のある居心地の良い学校をつくるため、教職員、PTA等の学校関係者が「目指す学校像」を共有し、子どもたちに互いを尊重する心を培うとともに、一人ひとりの自尊感情や充実感を高め、社会性や自立心を育む教育活動を展開します。

（不登校児童生徒への支援に向けた基本的視点）

- 不登校を「心の問題」としてのみとらえるのではなく、広く「進路の問題」としてとらえ、不登校の子どもたち一人ひとりが社会的自立に向けて自らの進路を主体的に形成していくための生き方支援を進めます。

（不登校が急増する時期に着目した取組）

- 不登校は中学1年生で急増する傾向にあることから、小中学校の一層の連携、中学1年生における少人数教育の推進、仲間づくりのための参加体験型学習の充実等を図ります。

（適切な初期対応と教職員の資質向上）

- 不登校は初期対応が重要であり、迅速かつきめ細かな対応を行うとともに、そのための教職員の資質向上を図ります。

（教育相談体制の充実と関係機関の連携強化）

- 事例の複雑化・多様化に伴い教育相談体制の専門性を強化するため、スクールカウンセラー*10、スクールソーシャルワーカー*11の配置を進め、スクールソーシャルワーカーを中心とした関係機関の連携体制の構築を目指すとともに、不登校の子どもたちの視点に立ち、連携を密にした対応を進めていきます。

(5)高校生の学びの継続（中途退学への対応）

（意欲を持って高校進学できる状況の創出）

- 「学校生活・学業不適應」による中途退学を未然に防ぐため、中学校における進路指導やキャリア教育の充実、高等学校の教育内容の特色化・魅力化とその情報発信等により、子どもたちの将来展望と高校進学先が一致し、高校生活に意義を感じることができる状況を創出していきます。

（高校入学後の適応指導等の充実）

- 高校入学直後からの学校生活への適応指導を進めるとともに、教員やスクールカウンセラーによる相談体制を充実させ、個に応じたきめ細かな生徒指導を行います。

（「再チャレンジの仕組み」の整備）

- 中途退学した子どもたちや進路変更を希望する子どもたちの学び直しを支援するため、「再チャレンジの仕組み」を、より学びやすいかたちに整えていくことが必要であり、転入学や編入学制度の柔軟な運用や、定時制、通信制の充実を図ります。

(6)環境教育の推進

(環境教育の重要性の高まり)

- 持続可能な社会の構築に向け、教育の果たす役割の重要性が高まっていることを踏まえ、次代を担う子どもたちが、環境の保全・創造に向けて主体的に行動する実践的な態度や資質を身につけることができるよう、学校・家庭・地域・企業等の連携のもと、多様な学習機会を提供し、環境教育の推進を図ります。

(学校における環境教育の推進)

- 各学校においては、発達段階に応じ、各教科等での学習を効果的に関連させ、学校教育活動全体を通して、かつバランスに配慮しながら、自校の特色を踏まえ、地域に根ざした環境教育を実践します。

(環境に配慮した学校づくり)

- 日常の学校生活の中で節水・節電やごみの削減に取り組むなど、子どもたちが自主的に参加できる取組を工夫することが重要であり、教職員が良き見本となり、子どもたちと一体となって取り組む「環境に配慮した学校運営」を進め、一人ひとりの環境マインド*12を高めていきます。

(多様な主体が提供する環境教育・学習の機会の活用)

- 地球温暖化防止等に向けた県民運動、地域や企業など多様な主体が進める環境保全・創造活動などへの子どもたちの参加を進め、環境問題について考える機会の一層の充実を図ると同時に、こうした活動の活性化を促進し、社会全体の気運醸成に貢献していく方向を目指します。

(7)文化芸術活動・読書活動の推進

(文化芸術に親しむ機会の充実)

- 子どもたちの豊かな人間性を養い、創造力を育むため、学校における文化芸術活動を推進し、多様な文化芸術に親しめる機会、特に、「本物」の文化芸術に直接触れる体験活動を充実するとともに、文化部活動の活性化を図ります。

(地域、企業等との連携による文化芸術活動の推進)

- 学校における文化芸術活動の推進にあたっては、地域や企業等との連携が必要であり、地域人材の活用、社会教育施設の利用、地域活動と文化部活動との協働といった取組を進めます。

(学校における読書活動の推進)

- 子どもたちの生涯にわたる読書習慣の形成に向け、学校においては、一斉読書活動や読み聞かせなどの取組を一層推進するとともに、学校図書館の充実など読書活動を支える環境の整備を図り、計画的・継続的に読書活動を進めます。

(学校・家庭・地域の連携による読書活動の推進)

- 学校、家庭、地域（公立図書館等）等が役割分担を明確にし、読書環境の整備、読書機会の提供、読書活動の啓発の3つの観点に沿って、社会全体で「子どもと本をつなぐ」取組を推進していきます。

(8) 郷土教育の推進

(郷土教育の重要性の高まり)

- 10年先を見据えれば、郷土を大切に守ろうとする心や、地域に貢献しようとする態度を養うことの重要性が一層高まるものと考えられ、現在三重県が進める「文化力*13立県」とも密接に関係する「三重を愛する心の醸成」に力を入れて取り組んでいくことがきわめて重要となっています。

(郷土教育のあり方)

- このため、学校の教育活動全体を通じ、かつバランスに配慮しながら、地域の身近な教育資源を積極的に活用した郷土教育の推進を図ります。国際社会で活躍できる資質の育成という視点を併せ持ちながら、心の土壌として郷土への愛着を育むことにより、郷土の未来を担う人材を育て、また将来世界で活躍する者にも郷土を大切に作る行動を促し、地域の存続・発展を支える社会意識の形成につなげていきます。

(「地域外との関わり」の重視)

- 郷土愛を育むには、「地域外との関わり」が重要な視点となります。子どもたちを「発信側」に立たせ、郷土の良さを外部へ情報発信したり、他地域との異文化交流を進め、お互いの地域の魅力を発見しあったりするような取組が、郷土の再発見を促すなど有効であり、今後とも重視していきます。

3 健やかな体の育成

(1) 健康教育の推進

(保健教育の充実)

- 性の問題行動、薬物乱用など、子どもたちの健康課題が多様化していることを踏まえ、発達段階に応じ、学校の教育活動全体を通じた保健教育の充実を図り、子どもたちに心身の健康の保持増進を図るための実践力を育みます。

(養護教諭を中心とした保健指導・健康相談の充実)

- 2009年(平成21年)4月、「学校保健法」が「学校保健安全法」と改められ、組織的な保健指導や健康相談の充実、地域医療機関等との連携の強化等が規定されました。今後は、子どもたちの「心の健康」にも一層目を向け、連携体制のもとに養護教諭*14を中心とした保健指導・健康相談の充実を図っていきます。

(アレルギー疾患への対応)

- アレルギー疾患については、学校として対応が必要な疾患を有する子どもたちの把握方法や県の医療体制等の実情に応じた対応方策を確立し、学校、家庭、医療機関等がそれぞれの役割を踏まえ、連携を密にして取り組んでいきます。

(2) 食育の推進

(食育の取組方向)

- 学校・家庭・地域が一体となり、望ましい食習慣の形成、食に関する正しい知識の習得、そしてその知識に基づいて食品の品質および安全性等について自ら判断できる能力の育成を図ります。

(豊かな心の育成につながる食育の推進)

- 「郷土の食材の活用」、「生産者との連携」、「体験活動」の要素を取り入れ、豊かな心の育成につながる食育*15を推進します。さまざまな体験活動を通じ、食材そのものを学習するだけでなく、「食」に関わる人々の思い、匠の技、仕事に対する情熱や誇り、食への感謝の心などを子どもたちに伝えていきます。

(教育活動全体を通じた創意工夫の実践)

- 食育は、全教職員が主体的に関わり、教育活動全体を通じて推進するとともに、キャリア教育、道徳教育、環境教育、国際理解教育、郷土教育等と関連づけ、双方の効果が上がるよう創意工夫を行います。また、学校給食を食育の「生きた教材」として活用します。

(学校給食の充実)

- 子どもたちの心身の健全な発達のために、安全で栄養のバランスのとれた学校給食を実施します。子どもたちが残さず食べられるよう、美味しい給食を提供する等工夫していきます。

(3) 体力の向上

(各学校における基本的な取組姿勢)

- 各学校が、体力づくりへの積極的な姿勢を方針として掲げ、体育・保健体育の授業、特別活動、運動部活動などを活用し、家庭・地域と連携して、生涯にわたりスポーツに親しむ資質・能力の基礎を子どもたちに培います。

(運動を「楽しむ」気持ちの育成、運動で「認められる」機会の創出)

- 「運動の日常化」に向け、「運動することの楽しさを感じさせる」ことを学校体育の原点に置き、幼稚園、小学校低学年の指導の充実を図ります。

体力が伸びたこと、懸命に努力したことを「ほめる」ことも重要であり、運動で認められる多くの機会を創出し、積極的な取組について評価していきます。

(「競う」ことの重視)

- 体力の向上に向け、競争を避けて通らず、体力を競うイベントを計画的に実施し、目標を適切に設定することを通じ、達成感や成就感、競うことの楽しさを伝え、運動への意欲を育みます。

(運動部活動の充実)

- 運動部活動は、「心」の教育としても重要であり、学校教育の一環として、生徒の健康や学校生活・地域活動とのバランスに配慮しつつ、一層推進する必要があります。生徒数の減少、指導者の不足等の課題に対処するため、近隣の学校での合同運動部活動、外部指導者の活用等を進め、活動の活性化を図ります。

4 信頼される学校づくり

(1) 子どもたちの安全・安心の確保

(子どもたちの安全・安心の確保に向けた社会全体の協働)

- 子どもたちを取り巻くリスクが多様化しつつある中、安全・安心な教育環境の確保に向け、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を明確にし、社会全体で協働していく方向を目指します。

(学校における危機管理の推進)

- 事前の危機管理(平時からのリスク想定、家庭・地域と連携した安全対策の確立、教職員の危機管理意識・能力の向上)、発生時の危機管理(迅速な情報収集・整理・共有、被害を最小化する対応)、事後の危機管理(経験・教訓の共有・蓄積、再発防止策・より適切な対策の確立)の三段階の危機管理を推進します。

(学校防災の推進)

- 近年、東海地震、東南海地震、南海地震の連動発生や局地的大雨等の増加による災害の発生が危惧されており、学校防災について、子どもたちへの教育、環境整備の両面から一層の推進を図ります。

(安全教育の充実)

- 防犯教育、防災教育、交通安全教育等の安全教育については、家庭、地域、企業とも連携し、学習および訓練の機会を十分に確保するとともに、「命を大切にする」、「自分の命は自分で守る」という観点を基本に置いて、発達段階に応じ心に働きかける教育手法を工夫しながら、危険予測・回避能力を育みます。

(2) 教員の資質の向上

(総合的な取組の推進、および教員に求める資質)

- 教員養成・採用・研修を相互に関連づけ、総合的な視点から教員の資質向上を図ります。教員の資質として、「教育に対する情熱と使命感」、「専門的知識・技能に基づく課題解決能力」、「自立した社会人としての豊かな人間性」に加え、「子どもたちの目線に立って考えることのできる力」を重視します。

(教員養成機関との連携の推進、採用選考の充実)

- 公正・公平の観点に留意しつつ、教員養成機関に対し、求める教員の能力要件等を明示し、養成段階からの総合的な人材育成のための連携を推進します。
また、採用時に資質・能力を見極める仕組みの充実を進め、人物重視の選考を行うとともに、社会的な経験を重視し、社会人経験者の採用を推進します。

(研修の充実、OJTによる人材育成の推進)

- 研修は、「授業の改善」を重視し、授業への有効度を検証しながら継続的な改善を図ります。また、教員の視野の拡大や発想の転換に向け、校種間で交流する多様な取組を実施します。

加えて、教育委員会がリーダーシップを発揮し、相互に授業を公開し、共に向上する授業力向上の方針を示すなど、OJT^{*16}による人材育成を推進します。

(管理職の資質向上)

- 学校の教育力向上に向け、管理職の果たすべき役割がますます重要になりつつあることを踏まえ、管理職の資質向上に向けた総合的な取組を進めます。

(3) 教員が働きやすい環境づくり

(教育委員会の基本姿勢)

- 教育委員会は、子どもたちにとって最も望ましい状況の創出を第一義に置いた上で、学校のニーズや教員の勤務実態等を把握し、「学校を支援する」視点に立った教育行政、教員が働きやすい職場づくりを推進します。

(多様な専門職種の導入)

- スクールカウンセラーなどの専門職種の学校への導入を推進し、学校が教員以外の多様な専門職種の職員によってサポートされるという方向を目指します。

(外部人材の積極的な活用)

- 子どもたちの指導は教員が責任を持つという体制を堅持した上で、教員の対応では限界のある専門的な業務や教員でなくてもできる業務に、外部のさまざまな専門家や人材を積極的に活用します。

(教員の精神的負担の軽減)

- 困難事案に際して、グループで知恵を出し合い、組織的に対応する仕組みの構築を図ります。また、理不尽な要求に毅然と対応するため、学校に対する法律相談的な支援を行います。

(やりがいのある職場づくり)

- 学校経営品質向上活動^{*17}の推進を通じ、教員が創造性を発揮し、情熱とやりがいを持って、子どもたちと向き合い、指導に専念できる職場づくりを進めます。

(4) 幼児期からの一貫した教育の推進

(指導上の情報を確実に引き継ぐ仕組みの検討)

- 子どもたち一人ひとりの長所、課題、個性といった指導上の情報を、個人情報保護・管理に万全を期した上で、幼児期から高等学校まで、途切れることなく確実に引き継いでいく仕組みを確立することについて、検討していきます。

(「節目」の時期における指導のあり方)

- 学校種ごとの「節目」の時期については、さらなる成長に向けて登るべきステップという「節目」の持つ意義に留意し、必要な段差は残しながら、期待と不安に揺れる子どもたちが、学習環境の変化に安心して適応できるよう、少人数教育の推進などを通じ、一人ひとりに配慮した手厚い指導を行います。

(子どもたちの安心感を高める取組の推進)

- 新しい学習ステージに向けて心の準備を整えていけるよう、授業体験・部活動体験、学校行事への相互訪問など、子どもたちが事前に交流する取組を進めるとともに、小・中学校が連携して同じ方々にボランティアを依頼するなど、子どもたちの安心感を高める工夫を講じていきます。

(学校種を越えた教員交流の推進)

- 子どもたちの発達や学びの連続性を踏まえた教育に資するため、複数の学校種の教員の合同研修、授業交流、相互見学などの教員交流を進め、学校種間の連携を確かなものとしていきます。

(5) 学校マネジメントの充実（学校経営品質向上活動の推進）

（三重県型「学校経営品質」の基本的な考え方）

- 学校の組織力を高めるため、「学習者本位」、「教職員重視」、「社会との調和」、「独自能力」という基本理念を踏まえ、「常に、誰のため、何のため、という視点で」を合言葉に、すべての公立小中学校、県立学校が、教職員の対話と気づきを重視しながら、学校経営品質向上活動を進めます。

（学校経営品質向上活動の推進）

- 目指す学校像の実現に向け、子どもたち・保護者・地域の方々の視点に立って現状を見つめ直し、継続的な改善に取り組むことにより、学校自らがより良い学校づくりを進めるとともに、この活動を通して、教職員一人ひとりの意識と行動の変革を促し、学校全体の改革につなげていきます。

（学校評価の充実）

- 学校教育法に規定される学校評価*¹⁸については、学校経営品質向上活動を進める中で、学校の現状を把握するための重要な手段として位置づけ、今後とも、学校自らの気づきを促すものとして、その充実に取り組んでいきます。

(6) 学校の適正規模・適正配置

（小中学校の適正規模にかかる基本的な考え方）

- 少子化の進行により、小中学校の学校規模の維持が難しくなる状況が生じ、教育効果の面で課題が指摘されています。集団での活動を通して、子どもたちの学びを促し、心や体を育てるという学校の役割を果たすことができるよう、地域の実情等を考慮しつつ、教育活動の活力を維持・向上させる観点から、校種に応じた学校の適正規模化に努める必要があります。

（高等学校の適正規模・適正配置にかかる基本的な考え方）

- 高等学校の適正な規模や配置は、各地域の中学校卒業生数の状況、学校の活力の維持、学校が地域に果たす役割等の観点から総合的に検討する必要があります。小規模校については、地域の協議会の意見や生徒の通学条件等に配慮しながら、学校が今後も活力ある教育活動を行い、子どもたちの社会性を育む場であり続けられるよう、発展的統合も含め、そのあり方を検討します。

（一定の学校規模の必要性）

- 国の「教育振興基本計画」において、「義務教育における公教育の質の向上」、「高等学校における教育の質の保証」が目指すべき教育の姿としてあげられていることから、幅広い教育ニーズに応えるためには、一定の学校規模が必要と考えられます。

(7) 特色ある学校づくり

(高校教育の特色化・魅力化の推進)

- 今後の高校教育は、生徒のさまざまなニーズに応え得る多様な高等学校を整備し、生徒が主体的に学校を選択するという方向を目指す必要があります。学科・コースの新設・改編を行うなど、特色化・魅力化を推進していきます。

(高等学校入学者選抜制度のあり方)

- 入学者選抜制度については、「生徒が主体的に学びたい高等学校を選択して学べるシステムの構築」という観点を中心に据え、「法改正を前提とした制度廃止」も選択肢の一つとして中期的な検討課題としつつ、より適正な選抜方法となるよう、制度改善を図る方向を目指していきます。

(高等学校の通学区域のあり方)

- 高等学校の通学区域については、「地域の子どもたちは地域で育てる」という考え方も大切にしながら、生徒が自らの目的意識に合った高等学校を主体的に選択することができるよう、そのあり方を検討していきます。

(中高一貫教育のあり方)

- 中高一貫教育*¹⁹は、教育理念が重要であり、今後の中等教育における大切な視点について検討しつつ、連携型中高一貫教育の成果を踏まえ、併設型中高一貫校や中等教育学校の設置も視野に入れながら、引き続き推進を図ります。

(小中学校における特色ある学校づくり)

- 小中学校では、家庭・地域との連携を深めながら、地域の人材や自然環境を活用するなど、学校の特色に応じ、地域に根ざした創意豊かな教育活動を展開し、魅力ある学校づくりを進めます。

(8) 開かれた学校づくり

(地域の意見を受け止めた学校の改善)

- 地域と一体となった学校づくりに向け、各学校が教育活動の評価結果を公表し、地域住民の意見を受け止めた継続的改善を図ることや、学校だよりやホームページによる情報発信などにより学校への関心を高めることが必要です。

(開かれた学校づくりの推進)

- 教育活動の質的な向上、地域のよさを取り入れた特色ある学校の創造等を図るため、すべての学校において、地域住民、学校評議員*²⁰等の学校運営への参画などによる開かれた学校づくりを推進します。

(地域の教育力の活用)

- 学校教育に地域の教育力を活用するため、学校のニーズと地域住民の熱意とを円滑にコーディネートする仕組みを整える必要があります。また、子どもたちが地域に貢献する活動により、豊かな心の育成と地域住民との信頼関係の向上につなげます。

(地域に根ざした「学びの拠点」としての学校の活用)

- 学校は地域における「学びの拠点」でもあり、学校の施設、設備や人的資源等の教育機能を地域が幅広く活用できるようにします。

(9) 学校施設の充実

(安全・安心な施設づくり)

- 学校は安全性の確保が極めて重要であり、耐震化を図るとともに、十分な防犯対策や安全対策等を施し、安全・安心な施設づくりを推進します。

(施設のバリアフリー化、弾力的な施設づくり等の推進)

- 施設のバリアフリー化を推進するとともに、多様な人々の利用に配慮し、ユニバーサルデザイン*²¹の考え方に基づいた整備にも取り組みます。
また、情報関連設備の増設や、間仕切り等による学習空間の柔軟な調整を可能とするなど、新しい学習課題に対応できる弾力的な施設づくりを推進します。

(環境に配慮した学校整備)

- 子どもたちが環境問題を身近に感じられるよう、環境負荷の低減や自然とのふれあいを考慮するとともに、県産木材等を利用した整備を推進します。

(地域文化・特性を活かし、地域と連携した学校施設の整備・活用)

- 学校は地域住民の活動拠点、シンボルであることから、地域の意見を踏まえデザインを工夫する等、地域文化・特性を活かした整備を行います。また、他の公共施設との複合化、余裕教室等の活用方法を地域と共に検討していきます。

5 多様な主体で教育に取り組む社会づくり

(1) 家庭の教育力の向上

(家庭教育に対する働きかけ・支援の推進)

- 「子育て家庭にはサポートが必要である」という基本認識のもと、社会が支援すべき領域と家庭が成長していくべき領域とを見分けつつ、多様な主体が協働・連携し、家庭教育支援の総合的な取組を進めます。

(社会全体で家庭教育を支える気運の醸成・仕組みづくり)

- 仕事と生活の調和の推進を含めたダイバーシティ*²²の尊重、男性の子育てへの参画等、社会全体で家庭教育を支える気運の醸成や仕組みづくりを推進します。

(学校等の子育て相談機能の発揮)

- 学校・幼稚園等は、身近な子育て相談窓口として機能する必要があるとあり、教員は最初の相談窓口としての意識を持ち、真摯に対応することが重要となります。

(子どもたちを通じた保護者啓発・支援の推進)

- 学校等が子どもたちを通して保護者に働きかけるという発想も大切であり、親子参加型の体験活動等、家庭の教育力向上に向けた取組を積極的に行います。

(家庭教育の充実に向けたメッセージ等の発信)

- 基本的な生活習慣や家庭学習の習慣などが定着するよう、教育委員会から保護者に対し、家庭教育のあり方等について、指針あるいは冊子といった方法を工夫し、メッセージとして発信していきます。

(親となるための教育の推進)

- 「家庭科」の学習や、乳幼児と直接接触する体験等を通して、子育ての意義や素晴らしさ、親の役割、男女が相互に協力して家庭を築くことの重要性などを伝え、次代の親となる子どもたちに、親となるための教育を行っていきます。

(2) 地域の教育力の向上

(「地域全体で子どもたちを守り育てる」状況の創出)

- 地域の教育力の向上に向け、子どもを持つ家庭だけでなく、すべての地域住民に対し、教育への参画意識が高まるような働きかけを行うとともに、今後の地域活動の中核を担う人材の育成等を行います。こうした取組に加え、地域の企業、NPO、各種団体との協働・連携を進めることにより、「地域全体で子どもたちを守り育てる」状況の創出を目指します。

(地域による学校支援の推進)

- 地域の教育力を活用して学校を支援する体制を整備し、外部人材の参加により教育効果が高まる業務、教員では限界のある専門的業務、教員でなくてもできる業務に、地域の人材を積極的に活用する方向を目指します。また、学校のニーズと地域住民の能力・意欲をコーディネートする仕組みの確立を図ります。

(学校の教育資源の地域への還元)

- 学校の持つ知識、人材、施設等の教育資源を地域に還元することも重要であり、学校施設の開放、地域住民を対象にした講座の開設等の取組を進めます。また、教育活動の中で、子どもたちが地域貢献する取組を積極的に行い、豊かな心の育成と地域住民との信頼関係の向上につなげていきます。

6 社会教育・スポーツの振興

(1) 社会教育の推進

(「子どもたちの成長」に資する社会教育の方向性)

- 社会全体で教育に取り組むことが時代の要請となる中、子どもたちの健やかな成長に資するため、学校教育と社会教育の連携、融合を推し進めていくことが重要な視点となりつつあります。

(学校教育と社会教育の連携、融合)

- 学校教育と社会教育の連携、融合に向けては、公民館活動の学校教育への活用など、社会教育施設、社会教育関係団体等の活動と学校教育とを積極的に結びつけることにより、子どもたちと地域住民との交流を活性化させ、子どもたちの豊かな心の育成と地域住民の生きがいの増進を同時に実現する方向を目指します。

(新県立博物館の活用)

- 2014年(平成26年)開館を目指し整備が進められている新県立博物館を、学校教育の中でいかに活用していくかについて検討を進めます。

(地域における社会教育活動のさらなる充実)

- 社会教育の充実に向け、多様な主体の参画を進めていく必要があることから、住民活動をリードする指導者やコーディネーター等に対し、専門的な研修の実施、有益かつ計画的な情報の提供、ネットワークづくりに向けた交流の場の提供などの取組を行っていきます。

(2)文化財の保存・継承・活用

(文化財の保存・継承・活用の重要性)

- 10年先を見据えれば、少子化・高齢化等による社会環境の変化が一層進行し、文化財の保存・継承がさらに難しくなる局面も予測されることから、次代を担う子どもたちに着目した取組が重要性を増しつつあります。

(「子どもたちの成長」と文化財の保存・継承・活用)

- 子どもたちの豊かな心、特に郷土への愛着や誇り等を育むため、文化財の学校教育への活用を進め、出土品を活用した授業など、「本物」の文化財に親しむ機会を確保し、「体験」を重視した取組を推進します。

また、担い手の育成の観点から、地域で受け継がれてきた文化財に子どもたちが触れ、親しむことができる活動の促進を図ります。

(すべての県民にかかる文化財の保存・継承・活用)

- 文化財指定の推進、文化財に親しむ機会や情報発信の充実により、県民の文化財に対する理解を促進します。

また、県民自らが文化財の保護を通して地域への誇りや愛着を深め、「ひとづくり」や「まちづくり」につなげていくという地域主体の方向性を重視しつつ、文化財を活用した魅力ある地域づくりを進めます。

(3)地域スポーツの推進

(「子どもたちの成長」にかかる生涯スポーツの推進)

- 広域スポーツセンター*²³、総合型地域スポーツクラブ*²⁴の充実を進め、これらを核とした生涯スポーツの推進を図ります。また、これらの活動に家族での参加を進めるなど、子どもたちに日常的な運動機会を創出するための有効な取組を行います。

(地域が支える生涯スポーツの推進)

- 総合型地域スポーツクラブと既存の地域スポーツ団体、学校、企業等とのより良い交流・連携のあり方について検討します。

(競技スポーツ推進の必要性)

- 10年先を展望すれば、国民体育大会など、全国レベルの体育大会の招致を視野に入れる必要があり、競技スポーツの一層の推進が求められます。子どもたちのスポーツへの関心・意欲を高め、競技人口の拡大や競技力の向上につなげる必要があります。

(ジュニアからの一貫した指導の推進)

- 国内外の大会で活躍できる人材の育成を見据えて、小中学校や地域スポーツ団体で活躍している素質豊かな子どもたちを見出し、県内の関係団体と連携しながら、途切れのない「一貫指導」に取り組んでいきます。

(優秀な指導者の養成・確保)

- 地域スポーツの指導者が高齢化しており、後継者の育成が急務となっていることから、優秀な指導者の養成・確保に積極的に取り組んでいきます。

第4章 ビジョンの実現に向けて

1 学校・家庭・地域・行政の協働・連携

(1) 「学校」の役割 ～信頼される教育の実現と開かれた学校づくり～

- 子どもたちの「自立する力」と「共に生きる力」を育成すること
- 教員が子どもたち一人ひとりの大いなる可能性を引き出していくこと
- 地域に開かれた信頼される学校づくりを進めること

(2) 「家庭」への期待 ～教育の原点としての役割の実践～

- 「心の拠り所」として、子どもを温かく育むこと
- 教育の原点として、基本的な生活習慣の形成、子どもの心身の調和のとれた発達等を図ること
- 学校との連携を深め、教育効果を高め合うこと
- PTA活動等を重視し、取組に参画すること

(3) 「地域」への期待 ～地域ぐるみの教育参画、学校支援～

- 豊かな人間性を育む多様な体験・交流の機会を、子どもたちに提供すること
- 学校を支援すること、あるいは子育てや家庭教育を応援し支えること
- 企業については、子育てを支援する職場環境づくりを進めるとともに、専門性を生かし、教育活動に積極的に参加すること
- 大学等の高等教育機関については、教育資源を地域の子どもたちや学校に還元すること

(4) 「行政」の役割 ～質の高い教育環境の創造～

- 学校を支援し、質の高い教育環境を創造すること
- ビジョンの実現に向けた計画やシステムを整備し、必要な助言等を行うこと
- 多様な主体の、教育への参画を促進すること
- 質の高い組織運営を行うこと

2 国および市町との役割分担

- 市町の主体性を尊重しつつ、本ビジョンの基本方向を踏まえ、支援・協力を努めます。適切な役割分担に留意し、連携を深め、本県教育の充実を図ります。
- 国の基本方針を踏まえ、連携に努めるとともに、施策等を効果的に活用し、提案・要請も行いながら、教育課題に適切に対応した教育行政を推進します。

3 適切な進行管理

- 毎年度、数値目標の達成状況等を把握し、各施策の進捗、効果、課題等を幅広い観点から総合的に評価の上、結果を公表し、以降の施策展開に反映します。
- 2013年度（平成25年度）において、各施策の「今後の基本的な取組方向」および「主な取組内容」を中心に、計画内容の中間見直しを行います。

用語説明

- *1 **全国学力・学習状況調査**：「全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する」ことを目的に、文部科学省が平成19年度から実施している調査。小学校第6学年および中学校第3学年の児童生徒を対象として、教科に関する調査（国語、算数・数学の、主として「知識」に関する調査と、主として「活用」に関する調査）や、学習意欲・学習方法・学習環境・生活の諸側面等に関する質問紙調査等を実施している。
- *2 **ノーマライゼーション**：障がいのある者も障がいのない者も同じように社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活することのできる社会の実現を目指すという理念。
- *3 **特別支援学校**：対象となっている5種類の障がい種別（視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱）およびこれらの重複障がいに対応した教育を行う学校。
- *4 **多文化共生社会**：国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係のもとで地域社会の構成員として安心して共に生きていく社会。
- *5 **キャリア教育**：子どもたち一人ひとりの望ましい職業観・勤労観、職業に関する知識や技能、自己の個性を理解し主体的に進路を選択する能力や態度を育てる教育。
- *6 **インターンシップ**：事業所等において、生徒・学生を対象に実施する短期間の職業体験。
- *7 **ICT**：情報・通信に関連する技術一般の総称。
- *8 **幼稚園等施設**：幼稚園、保育所、認定こども園の総称として用いている。認定こども園とは、幼稚園や保育所のうち、①幼児教育②保育③地域子育て支援を総合的・一体的に提供する施設について、条例に基づき知事が認定するもの。幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持ち、親が働いている、いないにかかわらず利用できる。
- *9 **学校非公式サイト**：学校が公式に開設運営するサイトとは別に、子どもたちが主として同じ学校に通う仲間同士での交流や情報交換を目的に立ち上げた公開型の非公式サイト。携帯電話やインターネットを通じて閲覧、書き込み、管理運営等を行うことができる。
- *10 **スクールカウンセラー**：学校における相談機能の充実を図るため、学校に配置している臨床心理士など、子どもの心の問題に関する専門家。
- *11 **スクールソーシャルワーカー**：学校において、生徒指導上の諸問題の積極的予防および解消のために、社会福祉等の専門的な知識や技能を用い、関係機関とのネットワークを活用して、子どもを取り巻く環境の改善、本人の課題に対処する力の向上を図るシステムづくりを行う専門家。
- *12 **環境マインド**：環境問題に関する基礎的知識を養い、基本姿勢として、環境を多面的にとらえ、直面するさまざまな問題に対し主体的に行動する意識を身につけること。単なる意識（気づき）ではなく、行動を伴う高い環境意識。
- *13 **文化力**：文化の持つ、人や地域を元気にし、暮らしをより良くしていく力および人や地域が持っている人々を引きつけ魅了する力。
三重県では、「文化力」をベースに置き、政策の発想や視点を変えることにより、県民の方々とともに公共サービスの質を高め、県民生活の質を高めることを目指している。

そのために、これまでの経済性や効率性を重視し、県が主体となる政策から脱却し、公共サービスを提供する多様な主体の、互いの力を認め合い、地域の資源を生かすといった視点から政策を考えていくこととしている。

- *14 **養護教諭**：小中高等学校および特別支援学校に、子どもたちの養護を司るために配置された教育職員。
- *15 **食育**：さまざまな体験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
- *16 **ＯＪＴ**：On-the-Job Training の略。組織内教育・教育訓練手法のひとつ。職場内で上司・先輩が、部下・後輩に対し、日常の具体的な仕事を通じて、必要な知識・技術・技能・態度などを意図的・計画的・継続的に指導し、修得させること。
- *17 **学校経営品質向上活動**：学校経営品質とは、各学校が、「すべては子どもたちのためになっているか」という視点で学校の活動を点検し、継続的な改善活動を進める本県独自の取組。学校経営品質向上活動は、学校経営品質の理念を踏まえた活動の総称。
- *18 **学校評価**：学校が、自らの教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、結果を広く公表するとともに、それに基づいて学校運営の改善を図っていく制度。教職員が行う「自己評価」、保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う「学校関係者評価」、学校と直接関係を有しない専門家等が客観的な評価を行う「第三者評価」の3つの形態がある。
- *19 **中高一貫教育**：中学校と高等学校での6年間を、一貫した教育課程や学習環境のもとで学ぶ教育方式。1999年（平成11年）4月から全国各地で実施されている。中等教育学校、併設型、連携型の3つの実施形態がある。中等教育学校は、一つの学校において一体的に中高一貫教育を行うもの。併設型は、同一の設置者による中学校と高等学校を接続するもの。連携型は、県立高等学校と市町立中学校など異なる設置者による中学校と高等学校が教育課程の編成や教員・生徒間交流等で連携を深めるかたちで実施するもの。
- *20 **学校評議員**：学校運営に関する保護者や地域住民の意見を把握するために教育委員会が委嘱する学校外部の者。教育委員会の判断により学校ごとに置かれ、校長の求めに応じ、学校運営について意見を述べる。2000年（平成12年）の学校教育法施行規則の改正により、地域住民の学校運営への参画を制度的に位置づけるものとして導入された。
- *21 **ユニバーサルデザイン**：年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるように施設、製品、制度、サービス等をデザインすること。
- *22 **ダイバーシティ**：企業等において、性別、年齢、障がいの有無や中途採用、再雇用などの多様な属性、また育児や介護を行いながらといった多様な働き方にかかわらず、その個性と能力を發揮できるような機会を提供すること。多様性を尊重する職場環境を促進し、チームワークを高め、「違い」を最大限に生かしていくこと。
- *23 **広域スポーツセンター**：主に総合型地域スポーツクラブの設立・育成に係る支援やクラブ間および関係団体等との連絡調整を行う機関。
- *24 **総合型地域スポーツクラブ**：地域住民が主体的に運営し、多種目、多世代、競技レベルの多様性などの特徴を持つスポーツクラブ。